平成２９年

第７回 農業委員会総会（月例会）議案

平成２９年１０月１０日

前橋市農業委員会

平成２９年　第７回 農業委員会総会　議 事 録

・開会日時　　平成２９年１０月１０日　　午前０８時５８分
・閉会日時　　平成２９年１０月１０日　　午前１１時５２分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（２１名）

２番　市花　宏之	３番　矢端　晴美	５番　松島　敏男	６番　大島　俊典
７番　田島　悦夫	８番　星野　和幸	９番　小堀　清	１０番　木村　謙
１１番　関根　由彦	１２番　澁澤　聖一	１３番　坂庭　常男	１４番　北爪　きよ子
１６番　井上　隆	１７番　萩原　秀治郎	１８番　深町　冨士雄	１９番　岡田　重雄
２０番　須田　一男	２１番　石村　利夫	２２番　江原　弘	２３番　関口　喜弘
２４番　堀越　恒弘			

・欠席委員（２名）
　１番　　下田　将文　　４番　奥野　和子
・遅刻委員（１名）
　１５番　青木　朱美（９時３１分着席）
・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　補佐　篠崎　誠　　補佐　齋藤　孝朗　　副主幹　深澤　直純
　副主幹　　高山　幸治　　主任　篠崎　菜穂子　　主任　井上　一則　　主任　冨澤　和則
　臨時職員　宮田　厚子

・付議事件
　（１）議案第１８号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　（２）議案第１９号　　農地法第４条の規定による許可申請について
　（３）議案第２０号　　農地法の規定による許可の取消しについて（５条）
　（４）議案第２１号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
　（５）議案第２２号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　（６）議案第２３号　　競売農地の買受適格証明願いについて（転用目的）
　（７）議案第２４号　　平成３０年度市農政施策に対する建議について
　（８）議案第２５号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項
　（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項
　（１）農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
　（２）農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
　（３）農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について

齋藤局長補佐	全員お揃いになりましたので、これより平成２９年第７回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１番　下田　将文委員、４番　奥野　和子委員の２名であります。また、遅刻通告者は１５番　青木　朱美委員の１名であります。従いまして在任委員２４名中、２１名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨　拶）
齋藤局長補佐	会議規則第５条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくお願いいたします。 《堀越会長、議長に就任》
議　長	それでは、平成２９年第７回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。７番　田島悦夫委員、８番　星野　和幸委員にお願いいたします。
議　長	それでは議事に入ります。議案第１８号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号６、要件が整っていないため保留。なお整理番号１番から５番、７番から１０番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
１３番委員	整理番号３番、契約内容贈与の詳しい説明願い。
深澤副主幹	以前交換していたつもりでいたが手続きが済んでおらず、小面積ですが贈与として申請。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。
９番委員	整理番号９番、何を作付けするのですか。
深澤副主幹	使いやすい自宅前の申請地で、露地野菜の作付けをしたいとの事です。
議　長	６番の保留について、要件が整っていない理由は。
深澤副主幹	ハウスが雪で壊れ、そのハウスが隣の倉庫を壊してしまい、一時的に隣の倉庫が置かれています。そのため耕作できず全部耕作要件が揃いません。今月中までに撤去する予定でしたが、間に合わず来月までにする予定です。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。６番を保留とし、整理番号１番から５番、整理番号７番から１０番までを許可とすることに賛成に方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、第１８号・農地法第３条の規定による許可申請については、６番を保留とし、整理番号１番から５番、整理番号７から１０番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第１９号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
冨澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号１番から６番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	なお、整理番号６番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１０番委員 （３班班長）	現地案内図４条の６をご覧下さい。申請地は、市立滝窪小学校金丸分校から北東に約250ｍに位置し、周囲を農地及び農業用施設に囲まれた農用地区内です。面接には代理人と、依頼業者が来られました。申請地は以前に畑・放牧地として利用していましたが、長年放置した結果、竹林となってしまい、牧草地も不足しているので盛土をし、牧草地として利用したく計画しました。現地を確認したところ伐採、伐根はすでに実施されており、伐根は一年間風乾した後、裁断チップ化し、堆肥と混ぜ利用処理する予定とのことです。現地は牛舎北西の傾斜地で、高低差が約１０ｍあり、土砂の搬入計画では、総土量２万㎥を予定しているとの事です。計画では渋川市内のプラント敷地内の土を同市内の建設業者が搬入する予定でありましたが、面接時点で、代理人より搬入業者を前橋市内の業者に、土砂も前橋市内の公共工事で発生する土砂を用いる計画に変更したいとの申し出がありました。調査班の判断としては、業者の変更と運搬元の土砂について、計画変更書類の事務局への提出を待つこととといたしました。事務局より結果報告をして頂き、判断を総会の協議に委ねたいと思います。
議　長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議　長	整理番号６番について事務局報告お願いします。
冨澤主任	搬入業者が直前に変更になり、差替書類は事務局に提出されています。
齋藤補佐	変更になりました市内の搬入業者の説明、現在の公共工事の一覧が報告され、今後の公共工事で土量が出る計画書が提出されています。
議　長	その他、ご意見等ございませんか。
１８番委員	整理番号５番、土地改良の詳細は。
２３番委員	土地改良方法の説明。
議　長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 （挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第１９号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から６番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第２０号・農地法の規定による許可の取消し５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、地目、面積、契約内容、取消理由を朗読、説明）
議　長	なお、整理番号１番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
１０番委員 （３班班長）	現地案内図５条の許可取消１をご覧下さい。申請地は、群馬県畜産試験場から南東へ約800ｍに位置し、周囲は、北側は農地と宅地、東側は一級河川藤尺川、南側は農地、西側は市道を挟んで農地、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現況は土が搬入され地盤のかさ上げもされておりましたが、整地されており農地利用が可能な状況でありましたので、調査班としては許可相当と判断いたしました。
議　長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第２０号・農地法の規定による許可の取消し５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第２１号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

全員賛成でありますので、議案第２１号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第２２号・農地法第５条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、初めに、整理番号１番から４４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号１、書類不備のため保留。整理番号２４、開発未了のため保留。なお、整理番号２番から２３番、２５番から４４番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号２７番、２８番、３６番、３７番、３９番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

１０番委員（３班班長）　現地案内図５条の２７・２８をご覧下さい。申請地は県立前橋東高校から南西へ約300mに位置し、周囲は、北側と西側は市道を挟んで農地、東側は市道を挟んで宅地と農地、南側は国道５０号線、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接にはどちらも社員の方と代理人が来られました。申請法人はいずれもグループ企業であります。申請地は競合する店舗も少なく、同法人店舗の空白地帯であるため申請に至りました。予定店舗は大規模小売店舗であり、グループ企業の出店計画により相乗効果で集客も期待されるとの事です。どちらも地元採用で雇用を考えており、前者は１１０名、後者は１３０名を予定しております。土地造成については、外周道路を整理し緑地帯を設ける予定、駐車場照明の設置、場内の雑排水処理、雨水処理などいずれも周辺農地へ影響を及ぼさぬよう対策を講じる計画であり、日照・通風等についても支障のないように店舗の建築計画も立てられているようです。申請地内の農業用排水路については、管理者と協議の上、従前の機能を十分維持できるよう付け替え、周辺道路の交通渋滞の対策に関しては、農耕車輌の通行に支障の無い様、来客車両への案内表示による誘導措置、幅員の無い道路に関しては一方通行の規制にかける等、警察との協議も行う予定であるとの事です。調査班としては、農業用排水路の付け替えなど地元とも協議し、周辺の農地への影響を最小限とする姿勢であるため、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の３６・３７をご覧下さい。申請地は市立永明小学校から南へ約400mに位置し、周囲は、北側と、南側は農地、東側はＪＲ両毛線、西側は一級河川広瀬川で、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には申請法人の社員の方が来られました。申請人は、伊勢崎市でフロン回収装置の製造販売等の環境事業に長年取組んでおり、その一環として近年、太陽光発電事業に力を入れているそうです。現状は全面耕耘されていましたが作物の栽培はされていません。申請法人は、現在６ヶ所の発電施設で4.75MWの発電を行なっており、申請地には327Wのパネル3,030枚設置し、990.8kWの発電を予定しています。土地造成は高低差がないためそのまま整地をし、周囲には1.2m～1.5mのフェンスを設置する計画ですが、ＪＲ線路側には2ヶ所の農地もあるので、進入路確保に配慮して道路中心線より2m後退を見て施設を設置する予定であるとの事です。除草管理について

は、自社再雇用の担当社員が行なう予定です。調査班としては既存農地への配慮・被害防除対策もとられる事から許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の３９をご覧下さい。申請地は西大室公園から北へ約700ｍに位置し、周囲は、北側は農地、東側は市道を挟んで農地、南側と西側は雑種地で申請法人にて太陽光発電施設が設置済み、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請地は雑草で覆われて耕作はされていない状態でした。面接には申請人と代理人が来られました。Ａ市で再生可能エネルギー事業に取組んでおり、太陽光発電事業について利用していない土地を賃貸であれば貸してよいとの話があったため、施設用地として計画を進めてきました。既存の太陽光発電施設が南側にあり、施設が今回の申請地に越境して建設されているので、尋ねたところ、南側の土地は山林であったが、開発時、今回の申請地も同時期に除外申請をし、一体的に同時進行で施設工事を進める予定であったため工事を進めたそうですが、除外申請許可後、農地転用の段階で申請人の事情から転用を見送らざるをえなくなってしまい、現状の状況となっているとの事です、この件につきましては始末書が提出されています。土地造成は整地を行い、雨水は自然浸透の予定ですが、高電圧施設であるため周囲は1.5ｍのフェンスで囲む予定です。調査班としては周囲への被害防除策もとられているため、許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

２２番委員　整理番号３６・３７番、３９番、４１番、の売電単価は。

高山副主幹　整理番号３６・３７番３６円、３９番２４円。

齋藤補佐　整理番号４１番、面接調査を実施しておりません、申請書には東電の計算書が添付されているだけで単価は記載されていません。２８年契約ですので２４円くらいではないかと思われます。

２０番委員　整理番号３番、譲受人の、既存の資材置場・駐車場の面積と年商等は。

冨澤主任　申請地の北側に約1,500㎡の既存の鉄工場・駐車場・管理住宅があります。

齋藤補佐　是正申請で実際建物が越境しており、他は作業場として利用され、今の事業を継続します。

議　長　他に意見等ございますか。

１０番委員　整理番号２３番、県外の業者が露天資材置場として申請されていますが、企業内容は。

高山副主幹　申請地周辺で太陽光発電施設を建設しており、管理等を含め、設置業者ですので申請地に資材を置きたいとの事で申請。

９番委員　大規模開発が許可されますと、総面積が少なくなりますので、山間の作りづらい農地まで厳しくなります。能率の悪い農地が厳しくならないような方法を他の時に皆さんで考えたらどうでしょうか。

議　長　整理番号２７・２８、工事期間の確認。

齋藤補佐　説明。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２４番を保留とし、整理番号２番から２３番、整理番号２５番から４４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２２号・農地法第５条の規定による許可申請について整理番号１番、２４番を保留とし、整理番号２番から２３番、整理番号２５番から４４番までを許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号４５番から８４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議　長

なお整理番号４５番から８４番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

なお、整理番号６０番、６５番、６８番、６９番については、現地・面接調査を、整理番号８４については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

１０番委員
（３班班長）

現地案内図５条の６０をご覧下さい。申請地は県立前橋東高校から西へ約1.0ｋｍに位置し、国道５０号線に近接し、周囲を宅地・雑種地・一級河川桃木川に囲まれた第２種農地です。面接には代理人が来られました。申請法人は建築業・家具製造販売・造園業を営んでおり、現在社用車が４４台、従業員通勤車両が２４台、駐車場が不足しているため従業員６２名のうち十数名には社用車で通勤させているそうです。許可後本社事務所前の駐車場スペースは、資材置場並びに資材積み下ろし場として使用し、残りは来客用駐車場として使用し、従業員にも自分の車両で通勤させるようにしたいとのことです。利用計画は、土砂等の埋立て造成はせず砂利を敷いて使用する予定との事です。雨水処理・外灯の設置・フェンス設置については計画されていないとのことです。聞き取りのできませんでした、売上実績・年間受注状況について報告を受けると共に、特に土地造成に関して、土地の利用計画について危惧されるため、改めて事務局へ報告されるよう代理人に求めました。調査班としては詳細を事務局より報告していただき、最終判断は総会の協議に委ねたいと思います。

現地案内図５条の６５をご覧下さい。申請地は国道５０号線に近接し、城南工業団地の北側に隣接した小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請法人は自動販売機の販売・設置を行っています。面接には代理人が来られました。社員数は数十人単位で業績も拡大しており、申請人の会社より交通の便が良いため申請に至ったとのことです。所有者は会社員で管理がいきとどかず、現在不耕作地となっています。申請地には販売機関連の資材・引き揚げてきた販売機・新しい販売機などを置く予定であり、土地造成を行なうことなく、雨水処理も自然浸透とし、ほぼ現状のまま使用する予定で、外灯は取付け、周囲にはフェンスを設置する予定だそうです。会社の事業概要・販売実績・年間売上実績につて詳しい説明が得られなかったため、後日改めて事務局へ報告するよう、代理人にもとめました。調査班としては結果を事務局より報告して頂き、最終判断は総会の協議に委ねたいと思います。

現地案内図５条の６８をご覧下さい。申請地は市立荒子小学校から西へ約100ｍに位置し、周囲は、北側は主要地方道、前橋・西久保線、東側と南側は市道を挟んで農地、西側は市道を挟んで宅地、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請地には北西にイチョウの木が立っておりコンクリートの農業用施設の跡が残る南に緩やかに傾斜した土地です。面接には社員の方が来られました。申請法人はＢ市で建設業を行っており、事業として太陽光を利用した発電業務及び電力の販売を行っています。現在高崎・安中地区で10ケ所0.5MKWの発電を行なっており、申請地には52Wのパネルを7区画で306枚設置する予定です。売電単価は36円、年間の電力売上1,680万円、費用回収には８～９年を見込んでいます。施設の保守メンテナンスは、経産省の講習も受け登録業者として自社で実施する予定です。造成は立木、施設跡のコンクリートを取り除き整地する計画で、雨水については既存の排水路に流す計画であり、外周は1.2ｍのフェンスを設置する予定。調査班としては保守管理もよく行われ、周辺地域への防除対策もとられており許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の６９をご覧下さい。申請地は群馬県健康づくり財団から東に約300ｍに位置し、周囲は、北側が農地と雑種地、東側は農地、南側は市道を挟んで農地と宅地、西側は市道を挟んで農地、宅地等が点在する集団農地の辺縁部に位置する第一種農地です。現状は雑草が繁茂し、管理されていない状態でありました。面接には代理人の方が来られました。申請人は、現在自治会役員を行なっており、周囲の町内で不用品回収が年２回実

施されているが、集積地に利用される公民館の敷地がどこも狭く住民が不便をしている状況です。申請人は周囲町内の不用品を集め、リサイクル利用する一時保管場所として、また申請地近隣の事業所の駐車場利用が見込まれるため駐車場として利用したく申請に至ったものです。不用品の回収は個人として行なう事業であり、不要な有価物を無償で集めリサイクルショップに持ち込むことは、特段の許認可もいらないとの事です。駐車場のスペースは１２台を予定しており、周囲の３事業所へ８台の利用が確約されております。土地造成は雑草を剥いだうえ砕石を１０ｃｍ入れ、ローラーで転圧する予定で、外灯は設置する予定は無く、雨水の状況によってはフェンスも設ける予定です。調査班としては、駐車場利用計画もあり、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条８４をご覧下さい。申請地は荒口町の前橋総合運動公園から東に約300ｍに位置し、周囲を農地に囲まれた農用地区内にあります。荒子町の３筆の内、１筆の圃場では、施設下の畑全体に、東西にキャベツが栽培されておりました。他の１筆は、現在は作付けされていませんが、タマネギの栽培を予定しているのか、きれいに耕作、整地がされていました。他の１筆（施設の下）の圃場ではサトイモが栽培されており、収穫途中で全体の３分の２が収穫の済んだ状態で、作物の中にアカザ等の雑草も見受けられるものの日頃より栽培管理されているようです。調査班としては、作物が適正に栽培されており、許可相当と判断いたしました。

整理番号６０番、６５番、事務局の報告お願いします。

議　長
冨澤主任

整理番号６０番、譲受人の年間工事件数、売上実績の資料が提出されました。今年度請負件数１０３件、１０月５日現在の売上実績３億８千３百万円となっております。申請地につきまして面接時には埋立て造成はしない計画でしたが、面接後埋土について、土を入れ盛土をして整地をするとの回答がきております。

整理番号６５番、総会までに、会社の販売実績・年間売上実績の報告求めましたが回答はありません。

整理番号６９番、譲受人の農業経営の状況を総会までに報告求め、米1,000㎡、露地野菜1,000㎡作付けしているとの状況です。

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長

整理番号８４番、営農型太陽光発電施設ですが、１年間、近隣の８割が目標ですが、収益はどのくらいですか。

１１番委員

収入は約７０万、内訳タマネギ４７万・ジャガイモ１６万・サトイモ４万、これから機械を購入し規模を拡大したいとの事です。

高山副主幹

収益でなく、収穫量です。申請人は福祉就農支援を目的にしています。

齋藤補佐

（休憩）

再開いたします。他にご意見等ございますか。

議　長

整理番号５６番、是正ですが、すでに売買されたのですか。

１３番委員

所有者が農業用倉庫を、許可をとらずに建て、売買に当たり壊して引き渡しますが、現在は建物がある状態です。

高山副主幹

６５番の回答がありませんでしたが。

議　長

申請の内容の案件では、要件にはありません、総会で審議をしていただければと思います。

齋藤補佐

整理番号５９番、買い取り製品は何ですか。

２番委員

鉄くずを回収し再生する業者です。

齋藤補佐

他に、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号４５番から８４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議　長

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２２号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号４５番から８４番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第２３号・競売農地の買受適格証明願い転用目的について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書、地目、面積、転用目的、裁判所名、競売期間を朗読、説明）

冨澤主任　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長　◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議　長

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２３号・競売農地の買受適格証明願い転用目的について、整理番号１番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第２４号・平成３０年度農政施策に対する建議について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（資料説明：農業振興係）

井上主任　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長　前文、国の文章は新規就農でなく新規参入になっています、合わせたほうがよいのでは。

議　長　はい、その様になっておりますので、訂正します。

井上主任　他に、意見等ございますか。

議　長　１・食農教育への支援について、ＪＡ青年部とありますが、全地区対応しているのではないのでは。

１８番委員　ＪＡ青年部ではなく、色々な組織が活動しています。

１５番委員　各種農業者団体ではどうでしょうか。

井上主任　２・認定農業者に対する支援について、　対象補助について、農業機械と補助機械にしては。

９番委員　全てを補助対象でいかがでしょうか。

議　長　６・狭小農地対策について、農地の大区画化を一層進めるとありますが、変更して欲しい。

９番委員　大区画化だけがよいのではなく（棚田等）、小農地でも自分で作っていけるよう行政でも後押しをして欲しい。

５番委員　大区画化進められるのはよい所です。

１５番委員　農作業の効率の悪い狭小な農地について、耕作条件の改善のための対応策を図られたい。

議　長　ではいかかですか。

訂正箇所の確認。

井上主任　前分、新規就農を新規参入に訂正。1番、ＪＡ前橋青年部を各種農業者団体に訂正。２番、各種補助機械も交付対象となるよう講じられたいと訂正。３番から５番は原案のまま、６番、農地の大区画化を一層進めるなどを削除。７番は原案のまま。以上でよろしいでしょうか。

議　長　その他ご意見等ございませんか。平成３０年度・農政施策に対する建議について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２４号・平成３０年度農政施策に対する建議について、原案を一部訂正し承認とすることに決定いたします。

井上主任　補助説明。意見・要望の会次第及びタイムテーブルの説明等。

議　長　次に、議案第２５号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、土地の現況、利用目的、面積を朗読、説明。：農業振興係）

篠崎主任　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長　◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２５号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

深澤副主幹　次に、協議事項（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。

つきましては、今回の調査対象者６名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

なお、これまで地区担当の農業委員さんと共に現地確認を行なっておりましたが、担当地区が定められておりませんので、事務局職員が全筆現地確認を致しております。全３８筆を８月２８日から９月１９日まで５日間実施いたしました。

整理番号１番、対象農地７筆の内６筆は農地として利用されていることを確認いたしましたが、残り１筆は雑木林となっていました。

整理番号２番から５番、対象農地全筆を農地として利用されていることを確認いたしました。

議　長　整理番号６番、対象農地１１筆の内９筆は農地として利用されていることを確認いたしましたが、１筆については農地の一部に堆肥舎が建っており、他の１筆につきましては牛舎に接続する運動場となっておりました。

農地以外に利用されている筆について、面積等確認。

議　長　詳細説明。

深澤副主幹　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議事項（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、３９ページ以降の報告事項ですが、報告事項第（１）から（３）までの内容は、

○法第４条の届出書の受理状況　８件

○法第５条の届出書の受理状況　３６件

○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況　９１件

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

議　長　（部会閉会午前１１時５２分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年１０月１０日

議　長

署名人

署名人